

大阪市二次医療圏における在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧（案）

基本 医療 圏	対象地域	法人・団体名称
北 部	北区	区役所・相談支援室※1
	都島区	区役所・相談支援室※1
	淀川区	区役所・相談支援室※1
	東淀川区	区役所・相談支援室※1
	旭区	区役所・相談支援室※1
西 部	福島区	区役所・相談支援室※1
	此花区	区役所・相談支援室※1
	西区	区役所・相談支援室※1
	港区	区役所・相談支援室※1
	大正区	区役所・相談支援室※1
	西淀川区	区役所・相談支援室※1
東 部	中央区	区役所・相談支援室※1
	天王寺区	区役所・相談支援室※1
	浪速区	区役所・相談支援室※1
	東成区	区役所・相談支援室※1
	生野区	区役所・相談支援室※1
	城東区	区役所・相談支援室※1
	鶴見区	区役所・相談支援室※1
南 部	阿倍野区	区役所・相談支援室※1
	住之江区	区役所・相談支援室※1
	住吉区	区役所・相談支援室※1
	東住吉区	区役所・相談支援室※1
	平野区	区役所・相談支援室※1
	西成区	区役所・相談支援室※1
	大阪市	健康局
	大阪市	重症心身障がい児者医療コーディネート事業室※2

※1：相談支援室は地区医師会等に委託

※2：大阪発達総合療育センターに委託

大阪市内に住民登録があり、身体障がい者手帳1級又は2級に加え、療育手帳Aを交付された重症児者が対象。